
規 則

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第119号

高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「許可書」を「旅館業営業許可書」に改め、同条中「許可書を」を「旅館業営業許可書（以下「許可書」という。）を」に改める。

第4条中「第3条の2第1項」を「第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認、法第3条の3第1項」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続承認書」を「譲渡による承継承認書、合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続による承継承認書（次条第1項において「承認書」という。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（許可書の書換え交付）

第4条の2 前条の規定により承認書を交付された者は、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の書換え交付を申請することができる。

2 省令第4条の規定により省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。第6条第5号において「申請書記載事項」という。）の変更の届出をした者に係る許可書の書換え交付の申請については、前項の規定を準用する。

（許可書の再交付）

第4条の3 許可書の交付を受けた者は、許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該営業施設の所在地を管轄する保健所長に許可書の再交付を申請することができる。ただし、許可書を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したときは、速やかにこれを当該許可書を交付した保健所長に返納しなければならない。

第5条第2項ただし書中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改める。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 法第3条の2第1項の規定による営業者の地位の承継に係る旅館業の譲渡及び譲受けの承認の申請書 別記第1

号様式の2

第6条第2号及び第3号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同条第4号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同条第5号中「省令第4条の規定による省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）」を「申請書記載事項」に改め、同条第7号中「第3条の」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(7)の2 第4条の譲渡による承継承認書 別記第7号様式の2

第6条第10号中「相続承認書」を「相続による承継承認書」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 第4条の2の許可書の書換え交付の申請書 別記第11号様式

(12) 第4条の3第1項の許可書の再交付の申請書 別記第12号様式

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

事項	方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法（試料は、希釈せず使用するものとする。）	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

別記第1号様式（別紙を除く。）を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名・電話番号

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	
	名称	
	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	営業開始予定年月日	年 月 日
営業の種別	旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等		
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	客室数	室
	宿泊定員	人
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		

(裏面)

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (3) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
- (4) 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。）
- (5) 営業施設の構造設備を示した図面等
 - ア 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
 - イ 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等
- (6) 宿泊施設の構造設備の仕様書（別紙1及び別紙2による。）
- (7) 入浴施設の構造設備の仕様書（別紙3による。）
- (8) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
- (10) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第6条関係)

年 月 日

保健所長 様

譲受人 郵便番号

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名・電話番号)

電話番号

生年月日

年 月 日

譲渡人 郵便番号

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名・電話番号)

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業者地位承継譲渡及び譲受け承認申請書

旅館業の営業者の地位を承継する譲渡及び譲受けについて承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	許可(承認)指令番号	第	号	
	許可(承認)指令年月日	年	月	日
譲渡予定年月日		年	月	日
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容				

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書並びに役員全員の住所、氏名(振り仮名を付けてください。)、生年月日及び性別を記載した書面

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

別記第4号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条関係）

第 号

（住所）
（氏名又は名称） 様

旅館業営業許可書

年 月 日付けで申請がありました旅館業の営業については、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

保健所長 

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 許可の条件

(裏面)

年 月 日付け書換え交付
(書換え理由：)

年 月 日付け再交付
(再交付理由：)

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2 (第6条関係)

第 号

(住所)
(氏名又は名称) 様

譲渡による旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請がありました旅館業の営業者の地位の承継については、
旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

保健所長 

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 条件

この承認の効力は、旅館業の譲渡を証する書類の効力発生日から生ずる。

なお、譲受人が法人の場合は、登記後速やかに当該法人の登記事項証明書を提出すること。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第6条関係）

第 号

（住所）

（氏名） 様

相続による旅館業営業承継承認書

年 月 日付けで申請がありました旅館業の営業者の地位の承継の承認については、旅館業法第3条の4第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

保健所長



1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

別記様式に次の2様式を加える。

第11号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名・電話番号）

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可書書換え交付申請書

旅館業営業許可書の書換え交付を受けたいので、高知県旅館業法施行細則第4条の2第1項（第4条の2第2項において準用する同条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	許可指令番号	第 号		
	許可指令年月日	年 月 日		
営業の種別	旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿			
書換え交付の申請理由	地位の承継 ・ 記載事項の変更			

注 1 「営業の種別」欄及び「書換え交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 次に掲げる書類を添えてください。

(1) 旅館業営業許可書

(2) 申請の原因となった事実を証する書類

第12号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名・電話番号）

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可書再交付申請書

旅館業営業許可書の再交付を受けたいので、高知県旅館業法施行細則第4条の3第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	許可指令番号	第 号		
	許可指令年月日	年 月 日		
営業の種別		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿		
再交付の申請理由		紛失 ・ 毀損 ・ 汚損		

- 注 1 「営業の種別」欄及び「再交付の申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 旅館業営業許可書を毀損し、又は汚損したときは、その旅館業営業許可書を添えてください。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

規 則

◎ 高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則